

諮問実施機関：和歌山県知事

諮問 日：令和3年9月28日（諮問（情）第7号）

答申 日：令和4年1月18日（答申（情）第5号）

## 答 申 書

### 第1 審議会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となった別紙に記載の公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）について行った非開示決定は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、令和3年7月20日付けで本件開示請求を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対し、開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えること自体が、条例第7条第2号及び同条第4号アにより非開示とすべき情報を開示することとなるため、条例第10条の規定に基づき、公文書の存否を明らかにしないで開示請求を拒否する決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和3年8月10日付け資第07260001号で審査請求人に通知した。
- 3 審査請求人は、令和3年8月18日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し審査請求を行った。

### 第3 審査請求の内容要旨

- 1 審査請求の趣旨  
審査請求の趣旨は、条例第10条の解釈に誤りがあるため請求した全ての文書の開示を求めるというものである。

## 2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書によって、本件処分に関して主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求の対象となる聴聞が公開により実施されたことは、和歌山県が当該聴聞の開催について公告を行い、ホームページに掲載したことから明白であり、条例第10条を根拠として開示を拒否することはできない。
- (2) 本件開示請求書「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄中②の文書は、私の個人情報に類するものではなく、不利益処分に関する処分基準に該当するものであり、これを「個人情報」として処理し、特定の者に対してのみ不利益処分を課すようなことがあってはならない。
- (3) 住所や氏名等の必要最低限の個人情報であればともかく、処分理由やその根拠まで秘匿することは許されない。
- (4) 和歌山県水産行政は、自己の都合によって独善的に法令を解釈し、行政として公平性や透明性をないがしろにした業務が行われていると言わざるを得ない。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示決定通知書、審査請求に対する弁明書並びに審議会における説明及び意見の陳述によって主張する内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件開示請求書中「公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項」欄に審査請求人の氏名及び特定の漁業者に対する聴聞内容についての記載がある。
- (2) 審査請求人は個人であり、聴聞対象の個人事業主でもあるため、請求内容は条例第7条第2号及び同条第4号アに規定する非開示とすべき情報に該当する。
- (3) 本件開示情報に係る公文書の存否を応答するということは、令和3年7月6日開催の開示請求者に対する聴聞に係る情報の存在の有無を答える結果となり、非開示として保護すべき情報を開示することと同様の結果が生じることになる。
- (4) 開催前にホームページ上で行う当該聴聞の公告は、日時や内容を記載するものであり、対象者の氏名は公表していない。また、聴聞当日の会場入り口にも当該聴聞について掲示するが、氏名の掲示はしない。
- (5) 条例に定める開示請求権制度は、開示非開示の判断に当たり、開示請求者が誰であるかは考慮されない。そのため、たとえ開示請求者本人に関する情報の開示請求があった場合においても、特定の個人が識別される情報及び事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該個人の権利、競争

上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報であれば非開示となる。

- (6) なお、自己の情報に係る開示請求は保有個人情報開示請求により実施されるべきであり、現に審査請求人から保有個人情報開示請求が令和3年8月18日付けで受付し、令和3年8月25日付けで開示決定通知後、全部開示した。

## 第5 審議会の判断

当審議会は、本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

条例は、第1条で「地方自治の本旨にのっとり、県民の公文書の開示を求める権利」を明らかにすることで、「県民の県政に対する理解と信頼を深め、公正で民主的な開かれた県政を一層推進することを目的」として制定されたものであり、原則公開の理念の下に解釈され、かつ、運用されなければならないとしている。

当審議会は、この原則公開の理念に立って条例を解釈し、審査を行った。

### 2 本件開示請求について

本件開示請求の内容は別紙のとおりであり、開示請求書には審査請求人に対する聴聞内容が記載されている。

### 3 請求された公文書の存否に関する情報について

#### (1) 条例第10条について

条例第10条は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」と規定している。

#### (2) 条例第10条の解釈について

この規定は、個人に関する情報その他の非開示情報であって、開示請求に対して当該情報の開示又は非開示を答えることによって、非開示として保護すべき情報の存在又は不存在が明らかとなり、その結果、非開示とする情報の全部又は一部が判明してしまい、開示するのと同様の状況になってしまう場合に適用されるものであると解される。

また、この規定は、請求内容から推し量られる情報が条例上保護すべき情報に該当する場合に、応答することによって生じる支障を回避しようとするためのものであり、当該情報が存在しても、存在しなくても適用すべきものである。

これらのことから、存否応答拒否を行うには、①開示請求に係る情報が非開示として保護すべき情報であること、及び②開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることによって、非開示情報を開示するのと同様の状況が生じることの2つの要件を備えていることが必要であると解される。

#### 4 本件処分の妥当性について

##### (1) 本件処分の妥当性の考え方

実施機関は、本件開示請求書に審査請求人に対する聴聞内容についての記載があり、開示請求に係る公文書の存否を答えること自体が非開示情報を開示することとなるから、条例第10条に該当するとして非開示決定を行っている。

審査請求人は、本件開示請求の対象となる聴聞開催の事実は和歌山県の行った公告から明白であること、本件開示請求に係る情報は審査請求人の個人情報に類するものではなく、不利益処分に関する処分基準に該当するものであること等を理由として、条例第10条の解釈に誤りがあると主張する。

そこで、当審議会は、本件開示請求に係る情報について、前記3(2)①②の2要件の該当性を検討する。

##### (2) 要件①の該当性について

本件開示請求に係る情報は、開示請求書中「令和3年7月6日に開催された聴聞における（略）審査請求人の陳述内容を否定し、処分が妥当であると判断するに至った根拠となる文書」の記載から、特定の個人に対する聴聞の事実に係る情報である。そして、当該聴聞については、公開された手続であるといえども、開催前にホームページ上で行う当該聴聞の公告及び聴聞当日の会場入り口の掲示においては、「聴聞の期日」、「聴聞の場所」、「違反法令名適用条項」及び「漁業種類」は公表されているが、氏名その他聴聞の当事者を特定するに足る情報は公表されていない。

よって、本件開示請求に係る情報は、未公表の、特定の個人に対する聴聞の事実に係る情報であることから、条例第7条第2号により非開示情報として保護すべき個人情報であることは明らかである。

##### (3) 要件②の該当性について

本件開示請求に対して、開示請求に係る公文書があるという開示決定を行えば、令和3年7月6日に審査請求人に対する聴聞が開催された事実の存在を答えることになり、また開示請求に係る公文書がないという非開示決定を行えば、令和3年7月6日に審査請求人に対する聴聞が開催された事実は存在しないことを答えることになる。いずれにしても当該特定の個人に係る情報の存在の有無を答える結果となり、非開示として保護すべき情報を開示することと同様の結果が生じることになる。

(4) 本件処分の妥当性の判断について

以上から、実施機関が条例第 10 条を適用して行った本件処分は妥当である。

5 結論

以上の理由により、当審議会は、冒頭「第 1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人は、和歌山県水産行政の在り方についても主張しているように思われるが、当審議会は、条例の規定に基づく実施機関からの諮問に応じ、実施機関が行う開示決定等の妥当性について調査審議する機関であり、審査請求人の当該主張の是非については、当審議会の判断するところではない。

第 6 答申に至る経過

年月日	審査の経過
令和 3 年 9 月 28 日	○諮問（実施機関）
令和 3 年 10 月 7 日	○審査請求人から意見書を受理
令和 3 年 11 月 1 日	○審議
令和 3 年 12 月 17 日	○実施機関からの説明及び意見聴取
令和 4 年 1 月 14 日	○審議

(調査審議を行った委員の氏名)

和歌山県情報公開・個人情報保護審議会第 2 部会

上岡美穂、小川高志、片山直子、河合佑香

別紙

本件開示請求の内容

請求日	請求内容
令和3年7月20日	令和3年6月2日付け資第06010001号により通知され、令和3年7月6日に開催された聴聞における、 ① 和歌山県行政手続条例第24条に規定される聴聞調書及び報告書 ② 聴聞の主催者である資源管理課副課長、〇〇〇〇が審査請求人の陳述内容を否定し、処分が妥当であると判断するに至った根拠となる文書 ③ 行政庁側が、最終的に処分が妥当と判断するに至った根拠となる文書